魚津市新規開業助成金のご案内

【交付対象者】

次の各号のいずれかに該当する方で、魚津中小企業相談所の指導を受けた方(ただし、 公序良俗に反する業種を除く)

- (1) 平成27年4月1日以降に魚津市内で新規開業を行った方で、新規開業の日から1 年以内の方
- (2) 魚津市内で、6か月以内に新規開業を行う予定の方

助成金 の種類	助成対象経費	助成金 の額	助成金 限度額	助成期間	交付申請 期間	添付書類
入居費用	貸店舗の契約に	助成対象	25 万円	/	新規開業の	・賃貸借契約書の写し
助成	必要な経費のう	経費の2			6月前から	・助成対象経費に係る領
	ち、敷金、礼金	分の 1			新規開業の	収書の写し
	(これらに準ず				1年後まで	・事業計画書
	るものを含む。					・魚津中小企業相談所の
)及び不動産事					発行する相談証明書
	業者への仲介手					
	数料					
家賃等	新規開業に係る	助成対象	月額5万	賃貸借契約	助成期間の	・賃貸借契約書の写し
助成	貸店舗の家賃及	経費の2	円	期間の初日	属する年度	・助成対象経費に係る領
	び事業用駐車場	分の1		から <u>一定月</u>	の3月末日	収書又は支払証明書の写
	の使用料			<u>(※)</u> が経	まで	l
				過する日ま		・家賃明細書
				で		・確定申告書又は決算書
						の写し
						・魚津中小企業相談所の
						発行する相談証明書
改装費用	新規開業に係る	助成対象	50 万円	/	新規開業の	・見積書
助成	店舗又は事務所	経費の2	(中心商		6月前から	・改装前及び改装後の写
	の改装費並びに	分の1	店街にて		新規開業の	真
	設備又は備品の		新規開業		1年後まで	・助成対象経費に係る領
	購入費		する場合			収書の写し
			は 75 万			・事業計画書
			円)			・魚津中小企業相談所の
						発行する相談証明書

備考

- 1 同一事業所に対する入居費用助成及び改装費用助成は、1回限りです。
- 2 家賃等助成を申請する方は、助成期間中は毎年度申請してください。同一事業 所に対する家賃等助成は、期間終了後改めて交付申請することはできません。
- 3 店舗が住居を兼ねる場合の助成対象経費は、事業を行う貸店舗にかかる費用に 限ります。
- 4 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。
- ※ 家賃等助成の助成期間の「一定月」とは、新規開業日が平成29年3月31日以前 の場合は最長36か月、平成29年4月1日から平成30年3月31日の場合は最長24か 月、平成30年4月1日以降の場合は最長12か月となります。